

令和7年度 学校の部活動に係る活動方針

伊予市立中山中学校
校長 南 秀治

「伊予市立中学校の部活動の方針」（伊予市教育委員会）に則り、本校における「学校の部活動に係る活動方針」（以下、「本方針」という）を以下の通り策定する。

1 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

部活動の推進及び指導にあたっては、「愛媛県の運動部活動の在り方に関する方針」及び「伊予市立中学校の部活動の方針」に則り、合理的でかつ効率的・効果的な活動となるよう全教職員で部活動を推進する。

2 運営のための体制整備

(1) 活動計画の策定及び公表について

ア 部活動顧問は、本方針に則り、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出して承認を得る。計画に変更があった場合は、必ず校長に報告する。

イ 活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

(2) 部活動の設置及び顧問の決定等について

ア 生徒及び教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置する。

イ 部活動顧問の決定に当たっては、校務全体が効率的・効果的に実施できるように、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。また、必要に応じて部活動指導員や外部指導者の配置を検討する。

ウ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ・文化活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

エ 生徒数の減少に伴い、自校単独では特定の部活動を設けることができない場合には、生徒の部活動参加の機会が損なわれることがないよう、合同部活動等の取組を検討する。

3 休養日等の設定

部活動における休養日及び活動時間については、以下を基準とする。

(1) 休養日の設定

ア 学期中は、週当たり 2 日以上の休養日を設ける。

平日は少なくとも 1 日、土曜日及び日曜日（以下「週休日」という。）は少なくとも 1 日以上を休養日とする。

原則水曜日は、休養日とする。

イ 休養日に大会参加や練習試合等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

ウ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じる。ただし、週休日、祝日及び学校閉庁日は、原則として部活動を実施しない。

また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。

エ 定期試験 1 週間前から定期試験終了までは、部活動を休止する。特別な事情がある場合は、校長の承認を得た上で行うことができるが、その後、十分な休養が確保できるよう努める。

(2) 活動時間

ア 1 日の活動時間は、長くとも平日では 2 時間程度、学校の休業日（週休日を含む。）は 3 時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

イ 大会前に時間を延長して活動する場合は、保護者の同意書を添えて校長の承認を得た上で、生徒や部活動顧問に過度な負担とならないよう配慮して行う。また、大会後、十分な休養が確保できるよう努める。

なお、方針の趣旨を踏まえ、延長練習は県大会以上出場の場合とし、最長 18:30 までとする。

ウ 日没時刻等、生徒の安全な下校を考慮して、部活動の終了及び完全下校時刻は下表の時刻を原則とする。

月	活動終了	完全下校	月	活動終了	完全下校
4 月	1 7 : 3 0	1 7 : 4 5	1 1 ~ 1 月	1 6 : 4 5	1 7 : 0 0
5 ~ 7 月	1 8 : 0 0	1 8 : 1 5	2 月	1 7 : 0 0	1 7 : 1 5
9 月	1 7 : 3 0	1 7 : 4 5	3 月	1 7 : 3 0	1 7 : 4 5
1 0 月	1 7 : 1 5	1 7 : 3 0	祝日・週休日	1 1 : 0 0	1 1 : 1 5

4 その他

本方針は、2019 年 4 月 1 日より適用する。なお、環境の整備や大会等への参加については、「伊予市立中学校の部活動の方針」の規定を準用する。